西毛地域森林計画変更計画書

計画期間　{ 自　令和７年４月１日 / 至　令和17年３月31日 }

（令和７年度一部変更）

群　馬　県

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定に基づき、西毛地域森林計画を次のとおり変更します。

なお、変更計画の施行日は、令和９年４月１日とします。

１　変更事項

（１）「Ⅱ　計画事項」のうち「第６　計画量等」の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」の一部を次のとおり変更します。

（２）「Ⅱ　計画事項」のうち「第６　計画量等」の「５　保安林の整備及び治山事業に関する計画」の一部を次のとおり変更します。

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積の間伐部分について変更

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

（下線部が今回の変更箇所）

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,000	1,790	210	820	610	210	960	960	－
うち前半５年分	980	880	100	390	290	100	480	480	－

２　間伐面積

現計画のとおり

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

現計画のとおり

４　林道の開設及び拡張に関する計画

現計画のとおり

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
（下線部が今回の変更箇所で、変更内容を備考に記載）

単位　面積：ha

指定解除別	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域		うち前半５年分		
指定	総　数	総数		814	407		
		高崎市		230	115		
		安中市		82	41		
		藤岡市		75	37		
		上野村		203	101		
		神流町		31	16		
		富岡市		31	15		
		下仁田町		112	56		
		南牧村		33	17		
		甘楽町		17	8		
	水源の涵養のための保安林	総数		674	337		
		高崎市		211	105		
		安中市		53	26		
		藤岡市		61	31		
		上野村		194	97		
		神流町		15	7		
		富岡市		28	14		
		下仁田町		80	40		
		南牧村		17	8		
		甘楽町		16	8		
	災害防備のための保安林	総数		140	70		
		高崎市		20	10		
		安中市		29	15		
		藤岡市		14	7		
		上野村		8	4		
		神流町		16	8		
		富岡市		2	1		
		下仁田町		32	16		
		南牧村		17	8		
		甘楽町		1	0		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		61	30		
		高崎市		44	22		
		安中市		0	0		
		藤岡市		9	5		
		上野村		0	0		
		神流町		3	2		
		富岡市		2	1		
		下仁田町		0	0		
		南牧村		0	0		
		甘楽町		0	0		

解除	総　数	総数		6	6		
		高崎市		0	0		
		安中市		4	4		
		藤岡市		1	1		
		上野村		0	0		
		神流町		0	0		
		富岡市		0	0		
		下仁田町		0	0		
		南牧村		0	0		
		甘楽町		－	－		
	水源の涵養のための保安林	総数		－	－		
		高崎市		－	－		
		安中市		－	－		
		藤岡市		－	－		
		上野村		－	－		
		神流町		－	－		
		富岡市		－	－		
		下仁田町		－	－		
		南牧村		－	－		
		甘楽町		－	－		
	災害防備のための保安林	総数		6	6		
		高崎市		0	0		
		安中市		4	4		
		藤岡市		1	1		
		上野村		0	0		
		神流町		0	0		
		富岡市		0	0		
		下仁田町		0	0		
		南牧村		0	0		
		甘楽町		－	－		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		－	－		
		高崎市		－	－		
		安中市		－	－		
		藤岡市		－	－		
		上野村		－	－		
		神流町		－	－		
		富岡市		－	－		
		下仁田町		－	－		
		南牧村		－	－		
		甘楽町		－	－		

6　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

現計画のとおり